

# 農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2018.4.1 No.14



ビニールハウスでのイチゴの養液栽培と小松一男さん



色付くイチゴ



蜜蜂とイチゴの花



イチゴパックとジャム

**早春のハウスで育った真っ赤なイチゴが出荷されています。**

太田地域の東今泉地区では農事組合法人「アグリフォー太田(小松一男代表理事)」が昨年秋に4棟のビニールハウスを新設し、イチゴの養液栽培に取り組んでいます。

「とちおとめ」、「紅ほっぺ」、「やよいひめ」の3品種をJAや地元菓子店に出荷しているほか、直売所でも販売しています。

(太田地域・泉芳博広報委員)

### [農業委員会の活動]

農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。その場合には農地法の転用許可が必要です。許可を受けずに転用をしたり、許可を受けた通りに転用をしなかった場合には**原状回復等の命令や、罰則の適用等の処分を**されることがあります。

農業委員会では申請を受理すると、農業委員と農地利用最適化推進委員による現地調査を実施しています。

## ⚠️ 違反転用は絶対ダメ!! ⚠️

また、農地転用の許可申請書を提出していても、許可がおりる前に工事を始めることは違法です。**事前着工もダメです!!**

この許可制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられたものですので、農業以外の事業者の方にもご理解をお願いします。

### 相談と違反転用の通報はお近くの農業委員会に

転用する場所や事業内容によって、許可要件および申請書類が異なりますので、まずは農業委員会事務局または各分室にご相談ください。



仙北地域での現地調査



大曲地域での現地調査

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可 (農地法第3条)	<b>毎月20日頃</b>	総会終了後 1 週間以内
農地転用の許可 (農地法第4・5条)		総会終了後 1 週間以内 もしくは翌月30日前後
農用地利用集積計画に 関する申請		告示日(毎月10日以 降)後 1 週間以内
買受適格証明申請		総会終了後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

許可申請の締切日等



# 管内農業者等の紹介

仙北地域板見内で、地区の農地利用最適化推進委員をしている茂木貴光さん(42歳)は、これまでダリア栽培に使っていた施設の一部を利用して75坪のビニールハウスで、昨年からアルストロメリア(ヒガバナ科、和名..百合水仙)の栽培を始めました。

他の産地では6月頃には高温障害のため花を着けなくなり、出荷が途切れてしまうので、市場からの要請を受けてアルストロメリア栽培の取り組みを決意しました。

2月現在、積雪に囲まれたハウスの中は、腰の高



さまで伸びたアルストロメリアの株が葉を広げ、つぼみを着け始めています。取材当日、インフルエンザの流行のため学校が臨時休校になって自宅にいた茂木さんの息子さんも同行してくれました。3、4月には花が咲き始めますが、これは少し勿体ない気がしますが、摘花してしま



ます。6月に咲く花のために栄養を蓄え充実させるためです。

オランダの種苗会社の特許を有する球根を、日本国内代理店を通じてパテント料込みで購入し、ピンク色の「ジャンボ」(写真)と、白・淡いピンク混じりの「ホワイトハート」の2種類の品種を育てています。  
(仙北地域・小松伸一広報副委員長)

経営とくらしを応援!!

## 全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

経営とくらしに役立つ情報をお届けします!  
農家のための情報誌

◆「全国農業新聞」  
◆発行日 週一回(金曜日)  
◆発行元 全国農業会議所  
◆購読料 月700円(送料税込み)  
◆購読料のお支払いは、JAの口座引落としが便利です  
○お申込みは、農業委員会事務局または各分室まで



### 農業委員会へのお問い合わせは

事務局(神岡支所内)...	0187-72-4611(直通)
大曲分室.....	0187-63-1111(代表)
西仙北分室.....	0187-75-2966(直通)
中仙分室.....	0187-56-2325(直通)
協和分室.....	018-892-3694(直通)
南外分室.....	0187-74-3001(直通)
仙北分室.....	0187-63-3003(代表)
太田分室.....	0187-88-1115(直通)

# 地域の未来を描く！

## あきた農地利用最適化推進1・2・3運動

秋田県内の農業委員会は、本年7月までに全市町村の農業委員会が農業委員と農地利用最適化推進委員による新体制に移行することになります。改正農業委員会法により、委員及び推進委員による「人・農地プラン」への積極的な関与や、農地利用集積等の農地利用の最適化に向けた活動が始まっています。

このため、秋田県、秋田県農地中間管理機構（公益社団法人秋田県農業公社）、一般社団法人秋田県農業会議、各市町村農業委員会では、共通の認識のもと、新体制となった農業委員会による農地利用の最適化の活動が円滑に実施できるよう、農業委員と推進委員によるアンケート調査をはじめ、農地の出し手と受け手のマッチングを推進する運動を平成29年度から31年度までの3年間に展開しています。

「1・2・3運動」とは、農業委員及び推進委員の1人1人が、2人3脚で、3年間推進することからの呼び名であり、本運動は次の3ステップで展開します。

ステップ1：現行「人・農地プラン」の確認・把握、農家へのアンケート調査の実施

ステップ2：「人・農地プラン」の見直し

ステップ3：農地中間管理機構等を活用した農地の出し手・受け手のマッチング

大仙市農業委員会では、昨年末に農地所有適格法人を対象としたアンケートを試行しました。平成30年度は、経営面積10a以上の世帯を対象にアンケートを実施する予定ですので、調査票がお手元に届いた際にはご協力をよろしくお願い致します。調査終了後には、集計結果を農業振興課に提供し、各地域での「人・農地プラン」の見直しの資料とします。

### 農業者年金受給者の方へ

## 現況届は忘れずに提出を！

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

- 農業者年金の経営移譲年金や特例付加年金・農業者老齢年金を受給されている方は、現況届をあなたの住所地の市役所・支所にある農業委員会事務局・分室に必ず提出してください。
  - 現況届が届く時期は：現況届の用紙は農業者年金基金から5月末頃に直接受給権者ご本人あてに送付されます。
  - 現況届の提出時期は：現況届は受給権者ご本人が記入・署名して6月30日までに農業委員会に提出してください。
  - 現況届の提出を忘れると：現況届の提出がない時は、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。
- ※経営移譲年金・特例付加年金を受給している方については、一昨年度から現況届の様式が変わっています。6つの項目の自己チェックに記入漏れがないか、ご確認ください。

# こんな農地はありませんか？

- ◎昔から手続きをせずに、親戚・知人などに農地を貸して（借りて）いる。
- ◎手続きがめんどくさいから口約束で貸して（借りて）いる。
- ◎転作・税金の関係があったので、手続きをしていない。

所有者（地主）	耕作者（借り手）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地を返してほしい時に返してくれるか不安だ。</li> <li>●離作料を請求されたらどうしよう？</li> <li>●相続が発生した時、その農地はどうなるのだろう？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いつ地主から「農地を返してくれ」と言われるか不安だ。</li> <li>●相続が発生したら、誰から借りているのか、わからなくなる。</li> </ul>

## このようなトラブルを無くすためには

まず、農地の貸し借りは、必ず農業委員会への手続きをしましょう。

- その際には、**農地中間管理事業**を積極的に活用しましょう。
- 公的機関【大仙市農業振興課・各支所農林建設課、農業委員会事務局・各分室、秋田県農地中間管理機構（公益社団法人秋田県農業公社）・J A秋田おぼこ】が仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。
- 要件にあえば、機構集積協力金が交付されます。
- 契約期間が終了すれば、確実に所有者に農地が返ってきます。

各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にお気軽にご相談ください。

なお、従来の賃貸借等の権利異動の許可申請（農地法、農業経営基盤強化促進法）も、農業委員会事務局及び各分室で受け付けておりますので、ご利用ください。

**農地のことは地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。**（H29.7.31～、敬称略）

No.	職名	氏名	地域	No.	職名	氏名	地域	No.	職名	氏名	地域	
1	農業委員	伊藤 隆 康	(大曲)	23	農業委員	佐々木 忠 永	(西仙北)	45	推進委員	加藤 孝 悦	協和 2	
2	農業委員	伊藤 悟		24	農業委員	田 口 繁	西仙北 1	46	推進委員	菅原 俊 一	協和 3	
3	農業委員	判田 勝 補		25	推進委員	伊藤 重 成		西仙北 2	47	推進委員	加藤 末 道	協和 4
4	農業委員	三浦 功		26	推進委員	小笠原 喜 悦	西仙北 3	48	農業委員	伊藤 又 工 門	(南外)	
5	農業委員	高橋 勝 範		27	推進委員	伊藤 裕 樹		西仙北 4	49	農業委員		佐藤 吉 男
6	農業委員	渡邊 敏 雄		28	推進委員	佐々木 京 子	西仙北 5	50	推進委員	今野 純 子	南外 1	
7	推進委員	高橋 芳 太 郎		大曲 1	29	推進委員		大友 金 己 知	51	推進委員	佐々木 茂 治	南外 2
8	推進委員	伊藤 徳 則	大曲 2	30	農業委員	足達 信 廣	(中仙)	52	推進委員	今野 一 博	南外 3	
9	推進委員	佐藤 洋 悦	大曲 3	31	農業委員	信田 浩 則		53	農業委員	小松 伸 一	(仙北)	
10	推進委員	佐々木 正 五	大曲 4	32	農業委員	玉井 慎 太 郎		54	農業委員	齋藤 久 人		仙北 1
11	推進委員	井上 時 雄	大曲 5	33	農業委員	田村 誠 市		55	推進委員	本間 隆 喜	仙北 2	
12	推進委員	高川 吉 昭	大曲 6	34	農業委員	細谷 精 悦		56	推進委員	竹内 政 男		仙北 3
13	推進委員	河越 昭 夫	大曲 7	35	推進委員	岩田 長 市		中仙 1	57	推進委員	茂木 貴 光	
14	推進委員	藤田 昭 男	大曲 8	36	推進委員	高橋 章 夫		中仙 2	58	推進委員	川原 憲 一	
15	推進委員	渡部 義 秋	大曲 9	37	推進委員	伊藤 俊 雄	中仙 3	59	農業委員	泉 芳 博	(太田)	
16	推進委員	佐藤 昇	大曲 10	38	推進委員	安部 寛 治	中仙 4	60	農業委員	長澤 信 徳		
17	農業委員	石山 礼 蔵	(神岡)	39	推進委員	鈴木 清 敏	中仙 5	61	推進委員	高橋 剛	太田 1	
18	農業委員	黒川 雄 一		40	推進委員	坂本 公 紀	中仙 6	62	推進委員	明平 哲 雄	太田 2	
19	推進委員	渡部 忠 行	神岡 1	41	推進委員	高橋 純 悦	中仙 7	63	推進委員	小松 一 也	太田 3	
20	推進委員	齊藤 亘	神岡 2	42	農業委員	茂木 靖 雄	(協和)	64	推進委員	谷口 彰	太田 4	
21	推進委員	鈴木 靖 浩	神岡 3	43	農業委員	鈴木 正 雄						
22	農業委員	菅原 廣 太 郎	(西仙北)	44	推進委員	橋本 光 穂	協和 1					

(新制度の農業委員は、大仙市内の担当地域を限定せずに任命されていますが、この名簿では農業委員の住所の地域を(〇〇)として表示しています。推進委員の担当地域の詳細については、農業委員会にお問い合わせいただくか、農業委員会だより第13号・農業委員会のホームページをご覧ください。)

## 平成30年度 大仙市農作業標準賃金・料金表

大仙市農業委員会では、平成30年度の農作業標準賃金及び料金表について、次のとおり定めました。

この表は、標準額ですので**圃場状態や作業の難易度により当事者間で協議の上、決定する目安としてご活用ください。**(消費税込み金額は、8%消費税が加算されています。)

区 分			単 位	消費税抜き 金額 (円)	消費税込み 金額 (円)	備 考	
トラクター	耕 起	整 理 田	10a	5,100	5,508	・細粒耕起作業の場合は別途協議願います。	
		未 整 理 田		5,700	6,156		
		畑		5,700	6,156		
	代 か き	整 理 田	10a	5,500	5,940		
		未 整 理 田		5,900	6,372		
	田 植 機	田 植	整 理 田	10a	5,000		5,400
未 整 理 田			5,500		5,940		
側条施肥田植		整 理 田	10a	5,500	5,940		
		未 整 理 田		6,100	6,588		
直 播		—	10a	5,000	5,400	・田植（直播）のみ	
苗 代	育 苗	緑 化 苗	1箱	490	529	・農薬代は含みません。	
		硬 化 苗		630	680		
苗 運 搬			1箱	30	32		
畦 畔 つ き			片面1m	35	37		
コンバイン	刈 取	整 理 田	10a	14,400	15,552	・すみ刈りは含みません。	
		未 整 理 田		15,400	16,632		
	一 貫 作 業	整 理 田	10a	25,600	27,648	・一貫作業は刈取から調整までとします。 ・色選料は含みません。	
		未 整 理 田		27,500	29,700		
粃 運 搬			10a	1,450	1,566		
粃 乾 燥			60kg	920	993		
粃 摺 り 調 整			60kg	430	464		
オ ペ レ ー タ ー			1時間	1,250	1,350		
地 上 防 除			10a(1回)	1,000	1,080	・農薬代は含みません。	
一 般 作 業			1日	6,500円		・作業時間は8時間とし、賄いはなしとします。	

※未整理田とは概ね30a未満の圃場をいいます。

## 大仙市農業委員会農地賃借料情報

地域における賃借料の目安となる実勢の農地賃借料情報を次のとおり提供します。

大仙市農業委員会管内における平成29年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は、次のとおりです。

**圃場の面積、形状、収量、日照、水利等の条件を勘案し、貸し手、借り手の当事者間で協議のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用下さい。**

※この情報は、1年間の平均を算出したものです。(ただし、特殊事例は除いています。)

※農地中間管理機構を通じた案件も含まれております。

### 大仙市東部地区

#### ■田(水稻)の部

(10a当たり:円)

地 域 名		平均額	最高額	最低額	データ数
大曲地域	圃場整備内	15,700	25,000	5,000	705
	圃場整備外	12,700	25,000	5,000	789
中仙地域	圃場整備内	16,200	25,000	5,000	983
	圃場整備外	14,600	25,000	5,000	448
仙北地域	圃場整備内	16,100	25,000	5,000	699
	圃場整備外	14,500	20,000	10,000	145
太田地域	圃場整備内	14,500	21,000	5,000	284
	圃場整備外	13,900	21,000	5,000	817
(参考)大仙市 東部地区平均	圃場整備内	15,800			2,671
	圃場整備外	13,700			2,199

### 大仙市西部地区

#### ■田(水稻)の部(西部地区では圃場整備の区分は設けていません。)

(10a当たり:円)

地 域 名		平均額	最高額	最低額	データ数
神岡地域	全 域	10,400	20,000	4,000	960
西仙北地域	刈和野	11,500	18,000	7,000	40
	土 川	8,700	12,000	5,000	167
	大沢郷	8,400	15,000	5,000	583
	強 首	15,200	19,000	5,000	633
協和地域	荒 川	12,600	15,000	5,000	344
	峰吉川	8,800	16,000	5,000	132
	船 岡	11,900	14,000	8,000	370
	淀 川	11,900	13,000	5,000	65
南外地域	南楯岡	9,900	20,000	3,000	234
	外小友	8,400	18,000	6,000	48
(参考)大仙市西部地区平均		11,100			3,576

※1 畑については、提供できる賃借料情報が少ないことから表記しません。

※2 (参考)の平均額は、データ数による加重平均の値です。

※3 データ数とは、集計に用いた筆数です。



大仙市

農業委員会だより【第十四号】

# 農業者年金

## 知らぬ農家はいねが〜



こんな人は入ってけれ!

- ① 60歳未満の人
- ② 国民年金第1号被保険者の人
- ③ 年間60日以上農業に従事の方

## こんなにメリットあるで!

### ☆保険料は自由に選択!

保険料は経営状況や生活設計に応じて月額2万〜6万7千円まで自由に選択できます。

### ☆積立方式で安心・安全

積立方式の確定拠出型年金なので、加入者・受給者数にも影響されず、少子高齢化時代にも強い年金です。

### ☆終身年金で80歳迄保障付き

終身年金ですが仮に80歳前に亡くなっても80歳迄に受け取れる筈の年金は死亡一時金として遺族に支給されます。

### ☆国の保険料補助があります。

一定の要件を満たす担い手やその配偶者・後継者は、保険料に最大1万円の国庫補助が受けられます。

### ☆税制優遇。節税効果大

保険料は全額社会保険料控除により所得税・住民税が減額され、受給時には公的年金所得として公的年金控除が適用、所得金額が圧縮されます。

### 編集後記

広報専門委員会では、皆様方に魅力ある多くの情報をお届けし、経営の一助となれるよう編集に工夫を重ねて参りました。ここに発行となりましたので、ご一読願います。

さて、今年より農業政策が大きく変わり、稲作の作付調整が撤廃されることとなります。

多くの情報が入手しやすい時代の中で、その真贋をしっかりと見極め生産者としての力量と真価が試されることと考えます。秋田の穀倉地帯として、今こそ知恵を絞る年にしたいものです。

結びに、今後共、農政情報、地域情報を密に集め、愛される広報作りに努めて参りたく思いますので、よろしくお願ひ致します。

広報専門委員長 小松 伸一



発行／大仙市農業委員会  
〒01911701  
秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-13

編集／大仙市農業委員会広報専門委員会  
TEL0187(72)4611  
印刷／(株)仙北印刷所